

69歳以下の方の医療費のご案内

医療機関や薬局に支払う医療費は、**1か月あたり(1日～末日まで)の自己負担限度額**が決められています。自己負担限度額を超えて支払った分は、健康保険から払い戻しが受けられます(高額療養費制度)。

加入している健康保険から『限度額適用認定証』の交付を受けることで、窓口での支払いをそれぞれの所得区分の自己負担限度額に留めることができます。

<マイナ保険証をお持ちの方>

カードリーダー読み取り時に限度額情報の提供に同意をすることで『限度額認定証』の手続きは不要です。

<健康保険証(資格確認証)を利用の方>

加入している健康保険へ限度額適用認定証の申請手続きが必要です。申請の際には、申請書・健康保険証の写し(有効期限内の健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認証の写し・マイナポータルの資格情報画面もしくはダウンロードしたPDF)等をご準備ください。詳細は、申請窓口へご確認ください。

■ 自己負担限度額(月額)の一覧表

区分	自己負担限度額	
		多数該当※
ア (標準報酬月額が83万円以上の方)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ (標準報酬月額が53万円~79万円の方)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ (標準報酬月額が28万円~50万円の方)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
オ:住民税非課税	35,400円	24,600円

※多数該当

過去1年以内に同じ世帯(同一被保険者)で、3回以上高額療養費に該当した場合には、4回目からは自己負担額が引き下げとなります。

■ 自己負担限度額の対象外になるもの

- 入院時の食事代

所得の区分	1食あたりの食事代
一般	550円
住民税 非課税世帯	90日までの入院…270円 90日を超える入院…220円

難病医療費助成制度、小児慢性特定疾患医療費助成制度を利用している所得区分「一般」の方の食事代は1食330円です。住民税非課税の方は左表と同様です。

- 診断書等の文書料・差額ベッド代・レンタル代(病衣・タオル・日用品など)・保険適用外診療・居住費・おむつ代など

■ その他

- 受診者・医療機関ごと(入院と外来、医科と歯科は別計算)に、1か月(1日～末日まで)に支払った保険診療の自己負担分が、高額療養費制度の対象になります。21,000円以上のものが合算対象になります。
- 『限度額適用認定証』の手続きが間に合わず、一度、窓口で医療費の支払いをした場合、後日、高額療養費制度の申請ができます。その際は、領収証と振込口座がわかるものが必要となります。
- 加入している健康保険によっては、付加給付があります。加入している健康保険にご確認ください。

制度についての詳細は、当院中央棟1階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181(代表) (内線 2081, 2084, 2489)